

## 標準都道府県議会傍聴規則新旧対照表

現行	改正後
(新設)	<p>(電子情報処理組織による傍聴券の交付等)</p> <p><b>第十条の二</b> 議長は、第五条の規定による傍聴券の交付又は第七条の規定による傍聴証／章の交付に代えて、議長が定めるところにより、会議を傍聴しようとする者の承諾を得て、傍聴券又は傍聴証／章に記載すべき事項を議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその交付の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び第三項において同じ。）を使用する方法により提供することができる。この場合において、議長は、傍聴券又は傍聴証／章を交付したものとみなす。</p>
	<p>2 前項の規定により傍聴券又は傍聴証／章の交付を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合において、第五条中「会議当日議会事務局所定の場所／受付で先着順により」とあるのは「議長が定めるところにより」と、第八条及び第九条中「傍聴券又は傍聴証／章を提示しなければならない」とあるのは「第十条の二第一項の規定による提供を受けたことについて、議長が定める方法により確認を受けなければならない」とする。</p>
	<p>3 第一項の規定により傍聴券又は傍聴証／章の交付を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、第六条及び前条の規定は適用しない。</p>